

# 育成会会則

日本ボーイスカウト福岡第4団

## 一 育成会一

### <名称>

第一条 本会は、「日本ボーイスカウト福岡第4団育成会」と称する。

### <本部>

第二条 本会は団本部を福岡県福岡市に置く。

### <目的>

第三条 本会は、公益財団法人ボーイスカウト日本連盟教育規程（以下「教育規程」という）に定める育成会の規定に基づき、「日本ボーイスカウト福岡第4団」（以下「当団」という）の健全な育成に協力し、この運動の発展と、後援する事を目的とする。

### <会員>

第四条 本会の会員は次のとおりとする。

- (1) 正会員 … スカウトの保護者で所定の育成会費を納入するもの
- (2) 賛助会員 … 本会の目的に賛意をもち継続して後援し、所定の賛助会費を納入する者

### <会費>

第五条 本会の会費は次のとおりとする。

- 一、正会員は年額18,000円とする。  
但し、ローバースカウトのみが加盟している保護者(世帯)は年額3,000円とする。  
年度の途中で新たに入会した者に限り、月割り(1,500円)とし、年度終了迄の月数分を会費として納入する。
- 二、賛助会員は一名につき年額3,000円とする。
- 三、一家族(同居)の年会費は、18,000円を越えないものとする。
- 四、正会員は初めて入会する者は入会金3,000円を納入する。

### <役員>

第六条 総会において次の役員を選任する

#### 一、常任委員

正会員でありスカウトが所属する隊別で各1名以上と、賛助会員の中より2名以内で構成され、その中から互選により以下の役務を選出する

- (1) 会長… 1名(役務上団委員として団との連絡・協議にあたる)

会員の入退会の承認。会費・会員の管理。

本会を代表し、会務を総理する。

本会の会則及び趣旨を会員に周知するよう努める。

会計の監査を行う

- (2) 副会長… 会長を補佐する。

(3) 会計… 本会の経理を担当する。(主に金員の出納管理)

(4) 事務… 本会の事務を担当する。

## 二、育成会役員推薦委員会

常任委員の選出においては、育成会役員推薦委員会を設ける

1. 育成会役員推薦委員会は、次年度の常任委員候補者を選出し、総会に推薦する
2. 育成会役員推薦委員会は、各隊の意見が公平に反映されるよう、各隊隊長または副長の5名と団委員長及び育成会長によって構成され、育成会長がこの委員長となる。

## <役員任期>

第七条 役員任期は年次総会から次の年次総会までの1年間とし、再任は妨げない。期間の途中で選出された場合の任期は、現任者の任期に準ずる。

## <会議>

第八条 会議は、総会と常任委員会に分ける

- 一、総会は、本会最高の協議機関であり審議・議決等、必要と思われる事項について決議する。
  1. 総会は、毎年一回会計年度終了後90日以内に開催する「年次総会」と、必要に応じ随時開催する事が出来る「臨時総会」とがある。
  2. 年次総会では、昨年度の当会及び団・各隊の活動と会計の報告を承認の後、今年度の活動予定・予算の審議を行い承認する。又、第六条の役員を選出後、団委員の選出を行い、その役務を会長が委嘱する。(役員及び団委員の選出には、各隊の意見が公平に反映されるよう配慮しなければならない)
  3. 年次総会は、開催予定日の二週間以上前迄に全会員にその日時を通知し、会員過半数以上の出席(委任状含む)で成立する。又、決議はその過半数以上の賛成で成立する。
  4. 臨時総会は、開催予定日の1日以上前迄に全会員にその日時を通知し、会員過半数以上の出席(委任状含む)で成立する。又、決議はその過半数以上の賛成で成立する。
- 二、常任委員会は、総会から総会までの運営機関であり、必要に応じて開催し、第六条に定める役員で構成する。
  1. 総会決議を必要とする事項(重要事項を除く)であっても、緊急性を要するもので、開催が困難な場合は、本規約第三条に反しない限り常任委員会での決議をもって執行出来る。但し、その直後に開催される総会で、経過と議事状況を報告しなければならない。

## <会計>

第九条

- 一、本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 二、本会の会計は、育成会費、賛助会費およびその他の収入による。
- 三、育成会費は、原則として毎年前年度末日までに徴収し、賛助会費は随時徴収する。
- 四、会計年度移行に伴う手順は別途定める

<入会>

第十条

- 一、 本会への入会は、隊員の入団または会長に加入申込用紙を提出した時点をもって入会とする。

<退会>

第十一条

- 一、 本会を退会する場合は、会長に退会届を提出しなければならない。
- 二、 会費を納入すべき日より起算して1年以上支払う意思がない者は常任委員会の議決により退会処分とすることができる。

— 団委員会 —

<設置・構成>

第十二条

- 一、 本会は、目的達成のための審議・執行機関として団委員会を設ける。
- 二、 団委員会は団委員をもって構成し、団委員は、育成会総会において正会員ならびに隊指導者を経験した者等のうちから5名以上を選出する。

<役職等>

第十三条

- 一、 団委員会には、団委員の互選により次の役職をおく。
- (1) 団委員長… 団運営機関の長として本会の運営についてその中心となり、団内各隊全般を監査し、その活動に協力するとともに各隊の育成発展に努める。
- (2) 副団委員長(2名以内)… 団委員長を補佐し、団委員長事故あるときにはこれを代理する。
- (3) 会計(2名以内) … 本会の会計全般について担当する。
- 二、 団委員は、上記の役職の他に団の運営に必要な役務を分担する。
- 三、 育成会の代表者は職責上、団委員となる。
- 四、 団委員の任期は年次総会から次の年次総会までの1年とし再任を妨げない。

<団委員会の任務>

第十四条

- 一、 団委員会の任務は次のとおりとする。
- (1) 団の存続を維持し発展させること。
- (2) 団の財政について責任を持つこと。
- (3) 団の資産を管理すること。
- (4) 集会場、備品、キャンプ等の実施について便宜をはかること。
- (5) 隊指導者の選任と養成について責任をもち、訓練への参加を支援すること。
- ・ 各隊隊長・副長 … 団委員会が任命
  - ・ カブ隊・ボーイ隊副長補 … 団委員会の承認を経て隊長が任命
  - ・ ビーバー隊補助者 … 隊長の推薦に基づき団委員会が委嘱
  - ・ カブ隊デンリーダー … 隊長と保護者との協議に基づき団委員会が委嘱
  - ・ カブ隊デンコーチ … 隊長とデンリーダーとの協議に基づき団委員会

- が委嘱
- ・インストラクター・・・隊長の推薦により団委員会が委嘱
- (6) 団内スカウトの進歩の促進を図ること。
  - (7) 団内のスカウトの入退団を管理し、団の加盟登録について責任を持つこと。
  - (8) 団内スカウトの健康と安全の向上に努めること。
  - (9) スカウト運動の主旨の普及に努めるとともに日本連盟、福岡県連盟、福岡中地区との連携をはかること。
  - (10) 団委員会および団会議を開催し、団行事を主催する。

二、 団委員会(団委員)はスカウトの実際訓練には、直接たずさわらない。

#### <団委員会の開催>

##### 第十五条

- 一、 団委員会は、任務の円滑な遂行のため団委員会を開催する。
- 二、 団委員会は団委員により構成され、団委員長が議長となる。
- 三、 定例団委員会は原則として1ヶ月に1回開催する。  
臨時団委員会は随時開催する。

#### <団会議の開催>

##### 第十六条

- 一、 団委員会は、団の教育訓練に関する事項を協議するために、団会議を開催する。
- 二、 団会議の構成員は次のとおりとし、団委員長が議長となる。
  - (1) 団委員長
  - (2) 各隊の隊長および副長
  - (3) 団委員長、各隊の隊長は、必要に応じ副団委員長、担当団委員ならびに各隊の副長補、デンリーダー、補助者に出席を求めることができる。
- 三、 定例団会議は原則として1ヶ月に1回開催する。臨時団会議は随時開催する。

#### —その他—

- 一、 本会則の改廃は、育成会総会の承認を要する。
- 二、 本会則は、平成20年 4月 5日より実施する。
- 三、 平成20年 5月 16日 一部改正
- 四、 平成20年 9月 7日 一部改正
- 五、 平成24年 10月 28日 一部改正
- 六、 平成26年 10月 26日 一部改正